

助成制度のご案内

充電設備導入促進事業(商業施設・宿泊施設等)

東京都は、電気自動車等の普及促進に向けて、充電設備の導入を支援します。



事業期間	令和元年度から令和4年度（年度ごとに受付期間を設けます。）
概要	東京都内の商業施設・宿泊施設等において、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電設備を設置する方に対して、経費の一部を助成します。

●お問合せ先・
申請書提出先



クール・ネット東京

公益財団法人東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター
クール・ネット東京 都市エネ促進チーム

〒163-0810 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 新宿NSビル14階

TEL 03-5990-5159

URL <https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/hotel-evcharge>

受付時間 月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始除く。） 9:00～17:00（12:00～13:00を除く。）



内 容

助成対象者

東京都内の商業施設・宿泊施設等に設置する充電設備の所有者
(法人、個人事業主、都内の区市町村及びリース事業者)

※「商業施設・宿泊施設等」とは、以下に該当するもの

商業施設	ショッピングセンターや百貨店等大型商業施設、専門店等中規模・小規模商業施設、給油所
宿泊施設	ホテル、旅館等 (旅館業法第2条第1項における「ホテル営業」および「旅館営業」に限る)
観光施設	動物園、水族館、世界遺産に登録された施設等
遊戯施設	公園、遊園地、テーマパーク等
公共施設	地方公共団体施設、図書館、博物館、病院等 (指定管理者制度等によるものを含む)
駐車施設	時間貸し駐車場等 (上記施設と提携している場合に限る)

助成対象 機器・要件

- ① 目的地充電として電気自動車、プラグインハイブリッド自動車に充電するための設備であること。(利用者を限定せず、一般開放すること。)
- ② 経済産業省の「クリーンエネルギー自動車導入促進事業」で補助金交付対象として承認された設備であること。
- ③ 新品であること。

助成対象 経費・助成額

	急速充電設備	普通充電設備、V2H等
設備購入費	全額(税抜き)※1 機種に応じた上限あり	半額(税抜き)※1 機種に応じた上限あり
設置工事費	上限: 309万円※1	上限: 81万円※1
受変電設備 設置・改修費	受変電設備設置にかかる部材費 及び労務費 上限: 435万円※1	—
維持管理費 (設置後3年間まで)	<保守費等> 上限: 40万円 <電気基本料※2> 上限: 60万円	—

※1 国の補助金を併用する場合は、その分を差し引く

※2 再生可能エネルギー100%の電気を使用する場合に限る

申請について

- ① 国の補助金を併用する場合
工事が完了し、国の額確定通知を受領してから、交付申請を提出
(工事・支払完了から1年以内)
- ② 国の補助金を併用しない場合
工事開始前に交付申請を提出